

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和2年11月10日(火) 午後7時00分～午後8時10分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約40名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道経営室課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2020年 年末一時金要求書」、「2020年 賃金確定重点要求書」
に基づく交渉(1回目)

<交渉内容要旨>

I. 基本的姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法98条が憲法の最高法規性を述べ、99条が公務員の憲法擁護・尊重義務を規定していることを踏まえ、当局の認識を確認する。 ・ 職員の勤務労働条件の決定にあたっては、労使合意に基づくこととの姿勢に変わりはないか。 ・ 地方公務員法第24条の生計費原則についての考え方はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでと同様、憲法を遵守する姿勢に変わりはない。 ・ 職員の勤務労働条件については、労使合意が基本であると考えており、その姿勢に変わりはない。 ・ 給与決定の基準である「均衡の原則」を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与や民間事業者の従業員等の給与なども考慮すべきと認識している。

II. 基本賃金等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の人事院勧告の内容は、コロナ禍の中で行われた不十分な調査に基づくものであるにもかかわらず、政治的に行われたものである。加えて、会計年度任用職員については、人勧では一切触れられていないにもかかわらず、当局の申し入れでは、削減の対象となっている。到底容認できない。 ・ 当局からの申し入れは、生計費原則を考慮したものではなく、到底受け入れられるものではない。われわれの要求は生計費を踏まえ求めているものであるが、考えを聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では、これまでから人事院勧告に準じた取り扱いを基本としてきた。また、会計年度任用職員については、制度導入時に正職員同様に人勧に準じた対応を行っていくことが原則である旨を労使で確認してきたものと考えており、これらの経過を踏まえ、同様の取り扱いをすることが適切であると考えている。 ・ 生計費原則については、国及び地方公共団体の職員の給与や民間事業者の従業員の給与なども考慮する必要があると認識している。

Ⅲ. 諸手当の改善について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センターで勤務する職員に対して、枚方市駅から職場の最寄りのバス停までの通勤手当見直しの提案があったが、歩道も完全には整備されておらず、実態を見て判断してほしいと考えるがどうか。 ・ 複数の職場では、今般のコロナ禍で勤務する職員に感染リスクがあるため、そのような職場で従事する職員に対して、特殊勤務手当を創設し支給する検討が必要と思うが、そのような考えはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該道路の歩道拡幅工事は、ほとんどが完成しており、当該道路を通行した場合の距離は1 km未満であること、他の手当認定時においても、個別の状況等は考慮していないため、特例扱いとすることは困難という考えである。 ・ 国の取扱い等を踏まえ、保健所における陽性者の搬送業務に対して支給しており、他の業務については、困難であるという考えである。

Ⅳ. 労働時間等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス残業や持ち帰り残業と人員不足は関連性が高いと考えている。サービス残業や持ち帰り残業の実態が組合員からのアンケート結果からもあるとされている。その結果から見ても人員不足が原因であることは明らかであり、人員不足を解消してサービス残業をなくすよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス残業や持ち帰り残業に対する姿勢は、これまでと変わりはない。PCシャットダウンシステムを活用した時間外勤務の事前申請の徹底や所属長のマネジメントなど、各所属における労務管理の徹底に努める。